

改 正 後

改 正 前

目次

(略)

第一章 運送業務等
第二章 運送業務等

第一節 (略)

第二節 引受け (第六条 第十五条)

第三節 積付け、積込み又は取卸し (第十六条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第十七条 第二十四条)

第五節 指図 (第二十五条・第二十六条)

第六節 事故 (第二十七条・第二十九条)

第七節 運賃及び料金 (第三十条 第三十七条)

第八節・第九節 (略)

第三章 (略)

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに対する疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受拒絶)

目次

(略)

第一章 運送業務等
第二章 運送業務等

第一節 (略)

第二節 引受け (第六条 第十六条)

第三節 積付け、積込み又は取卸し (第十七条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第十八条 第二十六条)

第五節 指図 (第二十七条・第二十八条)

第六節 事故 (第二十九条 第三十一条)

第七節 運賃及び料金 (第三十二条 第三十七条)

第八節・第九節 (略)

第三章 (略)

(貨物の種類及び性質の確認)

第六条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることができます。

2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告をしたところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4 当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

(引受拒絶)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一 (略)

二 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 (略)

(送り状等)

第八条 荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一 (略)

四 運賃、料金（第三十二条に規定する積込料及び取卸料、第三十三条に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 (略)

(削る)

六 (略)

(略)

2 荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3 荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

(削る)

第七条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一 (略)

二 申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三 (略)

(運送状等)

第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一 (略)

四 運賃、料金（第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 (略)

(略)

(新設)

六 (略)

(略)

(略)

七 (略)

(略)

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要ないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

(貨物引換証の発行)

第十三条 当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合には

、貨物の全部の引渡しを受けた後、これを発行します。ただし、次の各号の貨物については、これを発行しません。

- 一 貴重品及び危険品
- 二 植木類、苗及び生花
- 三 動物
- 四 活鮮魚介類その他腐敗又は変質しやすいもの
- 五 流動物（酒類、酢類、醤油、清涼飲料及び発火又は引火等の危険性のない油類を除く。）
- 六 汚汚い品
- 七 品代金取立ての委託を受けた貨物
- 八 ばら積貨物

第十三条 （略）

（危険品についての特則）

第十四条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

第十四条 （略）

（危険品についての特則）

第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に明告し、かつ、これらのこと項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記しなければなりません。

第十五条・第十六条 （略）

（受取及び引渡しの場所）

第十七条 当店は、送り状に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

第十六条・第十七条 （略）

（受取及び引渡しの場所）

第十八条 当店は、運送状に記載され、又は明告された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送状に記載され、又は明告された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

第十八条・第十九条 （略）

第十九条・第二十条 （略）

(削る)

(貨物引換証の受戻証券性)

第二十一条 当店は、貨物引換証を発行したときは、これと引換えでなければ、貨物の引渡しをしません。

- 2 貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は当該貨物の引渡しをしません。

3 前項の担保は、除権判決の確定後、これを返還します。

(指図の催告)

第二十条 当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。

2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれが受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

- 2 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に對し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。
- 一 貨物の引渡しについて争いがあるとき。
- 二 荷受人が、貨物の受取を怠り、若しくは拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができないとき。

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十一条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2 (略)

- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。

- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつ

(引渡不能の貨物の寄託)

第二十三条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫営業者に寄託することができます。

2 (略)

- 3 当店は、第一項の規定により貨物を寄託した場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。

- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつ

た場合において、当該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉荷証券を留置することがあります。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十二条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十一条第二項の場合には、その貨物を供託することができます。

2 (略)

(引渡不能の貨物の競売)

第二十三条 当店は、第二十条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十条の催告をしないで競売することができます。

3 当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充當し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剩があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

第二十六条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

(引渡不能の貨物の供託)

第二十四条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項各号に掲げる場合には、その貨物を供託することができます。

2 (略)

(引渡不能の貨物の競売)

第二十五条 当店は、第二十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することができます。

(新設)

2 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に對して通知します。

3 当店は、第一項の規定により競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充當し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剩があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

(引渡不能の貨物の任意売却)

第二十七条 当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項各号に掲げる場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することができます。

2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

(貨物の処分権)

第二十五条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

3 (略)
(削る)

(指図に応じない場合)

第二十六条 (略)

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

(事故の際の措置)

第二十七条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

二・三 (略)

2 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないときは当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

(貨物の処分権)

第二十八条 荷送人又は貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

4 3 (略)

2 貨物引換証の所持人は、第一項の指図をしようとする場合は、当該貨物引換証を提示しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十九条 (略)

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は貨物引換証の所持人に通知します。

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は貨物引換証の所持人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めることがあります。

一 貨物の著しい滅失、き損その他の損害を発見したとき。

二・三 (略)

2 当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないときは当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人又は貨物引換証の所持人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 (略)

(危険品等の処分)

第二十八条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを作ったときも同様とします。

2・3 (略)

(事故証明書の発行)

第二十九条 (略)

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以後においても、発行することがあります。

第三十条～第三十三条 (略)

(運賃請求権)

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 (略)

3 (略)

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による明告及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による明告及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを作ったときも同様とします。

2・3 (略)

(事故証明書の発行)

第三十一条 (略)

2 当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以後においても、発行することがあります。

第三十二条～第三十三条の三 (略)

(運賃請求権)

第三十五条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 (略)

(事故等と運賃、料金)

第三十六条 当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであつた日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 (略)

(責任の始期)

第三十八条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と举証)

第三十九条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつ

(事故等と運賃、料金)

第三十六条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人又は貨物引換証の所持人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することができます。ただし、荷送人又は貨物引換証の所持人が、貨物の積込みの行われるべきであつた日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。

2 (略)

(責任の始期)

第三十八条 当店の貨物の滅失、き損についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と举証)

第三十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、き損又は延着について損害賠償の責任を負います。

(コンテナ貨物の責任)

第四十条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつ

て当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一・二 (略)

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十三条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、送り状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(送り状等の記載の不完全等の責任)

第四十三条 当店は、送り状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 (略)

(免責)

第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一・七 (略)

(高価品に対する特則)

第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その

て当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又はき損について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一・二 (略)

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ことができないものについて、運送状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(運送状等の記載の不完全等の責任)

第四十三条 当店は、運送状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 (略)

(免責)

第四十四条 当店は、次の事由による貨物の滅失、き損、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一・七 (略)

(高価品に対する特則)

第四十五条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その

種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2|| 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。

一 運送契約の締結の当时、貨物が高価品であることを当店が知つていたとき。

二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由)

第四十六条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの当时、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つていたときは、適用しません。

3|| 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受け人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第四十七条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。

(損害賠償の額)

第四十七条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その貨物の引渡すべきであつた日の到達地の価額によつて、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又はき損があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがあつた日における引き渡された貨物と一部滅失又はき損がなかつたときの貨物との到達地の価額の差額によつてこれを定めます。

(新設)

第四十六条 当店の貨物の一部滅失又はき損についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができないき損又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、当店に悪意があつた場合には、これを適用しません。

(責任の特別消滅事由)

種類及び価額を明告しなければ、当店は損害賠償の責任を負いません。

ます。

3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人

又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれ

よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 (略)

第四十八条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(除斥期間)

第四十九条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2|| 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
3|| 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(通し送り状等)

第五十二条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。

3 第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失のため荷送人又は荷受

人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4 第一項及び第二項の場合において、貨物の到達地の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。

5 (略)

第四十八条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、き損又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(時効)

第四十九条 当店の責任は、荷受人が貨物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

2|| 前項の期間は、貨物の全部滅失の場合においては、その貨物の引渡すべきであつた日からこれを起算します。
3|| 前二項の規定は、当店に悪意があつた場合には、これを適用しません。

(通し運送状等)

第五十二条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が運送状を請求したときは、荷送人は、全運送についての運送状を提出しなければなりません。

(削る)

2|| 連絡運輸の場合において、当店は、荷送人から貨物引換証の請求があつた場合には、当店は全運送についての貨物引換証を発行します。

(運賃、料金等の收受)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十一条第二項の規定を準用します。

(責任の原則)

第五十五条 当店は、連絡運輸の場合は、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帶して損害賠償の責任を負います。

(運送約款等の適用)

第五十六条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

(損害賠償事務の処理)

第五十八条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払をします。

(運賃、料金等の收受)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条规定を準用します。

(責任の原則)

第五十五条 当店は、連絡運輸の場合は、貨物の滅失、き損又は延着について、他の運送事業者と連帶して損害賠償の責任を負います。

(運送約款等の適用)

第五十六条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、き損又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

(損害賠償事務の処理)

第五十八条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、き損又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払をします。